

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における介護サービスの提供体制を整備するため、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知。以下「国基金要領」という。）に基づき、市町村及び民間事業者が行う介護施設の整備事業及び円滑な開設のために必要な経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国基金要領に基づき市町村又は民間事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業（国基金要領別記1の2の(1)に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 施設開設準備経費等支援事業（国基金要領別記1の2の(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業（国基金要領別記1の2の(3)に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（国基金要領別記1の2の(4)に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (5) 民有地マッチング事業（国基金要領別記1の2の(5)に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (6) 介護職員の宿舍施設整備事業（国基金要領別記1の2の(7)に規定する事業をいう。以下同じ。）

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる施設（前条第1号から第4号までに掲げる事業に係るものに限る。以下「対象施設」という。）、補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額（以下「基準額」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、同条第1号から第4号までに掲げる事業にあつては別表第1に、同条第5号及び第6号に掲げる事業にあつては別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、前条第1号から第4号までに掲げる事業にあつては対象施設ごとに、同条第5号及び第6号に掲げる事業にあつては補助対象事業ごとに基準額の合計と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費

税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の変更）

第 5 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 6 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 7 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（証拠書類の保管）

第 8 条 補助事業者が市町村の場合にあつては、当該補助事業に係る府の補助金と当該補助事業に係る当該市町村の予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、かつ、当該補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理保管し、補助事業者が民間事業者の場合にあつては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の調書又は帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 9 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の管理及び処分）

第 10 条 補助事業者（第 2 条各号に掲げる事業を実施する民間事業者に対し補助金を交付する事業（以

下「補助金交付事業」という。)を市町村が実施する場合の当該事業に係る補助事業者である市町村を除く。次項において同じ。)は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数とし、同条第 2 号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が、補助事業者が市町村の場合にあっては 50 万円以上、補助事業者が民間事業者の場合にあっては 30 万円以上のものとする。
- 3 知事は、規則第 19 条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(書類の経由)

第 11 条 この告示に基づき知事に提出する書類は、対象施設が京都市以外の市町村にある場合にあっては、その所在地の区域を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 2 月 2 日から施行し、平成 21 年 5 月 29 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 15 日から施行し、平成 22 年 11 月 26 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。ただし、この告示による改正後の京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱第 2 条第 1 号に掲げる事業に係る補助金については、平成 22 年 4 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成 24 年 1 月 27 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この告示は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 2 月 6 日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、従前の京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要 綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成 30 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和元年 5 月 24 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の申請に係る事業（施行の日において完了していないものに限る。）に対する補助金について適用し、平成 31 年 4 月 1 日以前の申請に係る事業又は同日以後の申請に係る事業（施行の日において完了していないものを除く。）に対する補助金は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 31 日から施行し、令和 2 年 1 月 16 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和2年7月14日から施行し、令和2年4月1日（この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱第2条第6号に掲げる事業のうち、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業に係る補助金にあっては、令和2年4月30日）以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和3年7月13日から施行し、同年4月1日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和4年2月25日から施行し、令和3年12月20日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和5年11月24日から施行し、同年4月1日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和6年12月17日から施行し、この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和8年1月9日から施行し、この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年7月18日から施行し、この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業		補助対象者	対 象 施 設	基 準 額	補助対象経費	補助率
1 地域密着型サービス等整備等助成事業	(1) 地域密着型サービス施設等の整備	市町村	特別養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	1 整備床当たり 596 万円（地域密着型サービス等整備等助成事業の対象施設の合築又は併設（以下「合築等」という。）を伴う場合にあっては、625 万 8,000 円）	対象施設の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（知事が適当と認める委託費、分担金、購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 パーセントに相当する額を限度とする。以下同じ。）（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が地域密着型サービス等整備等助成事業を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）	10 分の 10
			介護老人保健施設（定員 29 人以下のものに限る。）	1 施設当たり 7,460 万円（合築等を伴う場合にあっては、7,833 万円）		
			介護医療院（定員 29 人以下のものに限る。）			
			養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）	1 整備床当たり 319 万円（合築等を伴う場合にあっては、334 万 9,500 円）		
			ケアハウス（定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	1 整備床当たり 596 万円（合築等を伴う場合にあっては、625 万 8,000 円）		
			都市型軽費老人ホーム	1 整備床当たり 239 万円（合築等を伴う場合にあっては、250 万 9,500 円）		
			認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり 4,470 万円（合築等を伴う場合にあっては、4,693 万 5,000 円）		
			小規模多機能型居宅介護事業所			
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 790 万円（合築等を伴う場合にあっては、829 万 5,000 円）		
			看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり 4,470 万円（合築等を伴う場合にあっては、4,693 万 5,000 円）		
			認知症対応型デイサービスセンター	1 施設当たり 1,600 万円（合築等を伴う場合にあっては、1,680 万円）		
			介護予防拠点	1 施設当たり 1,190 万円（合築等を伴う場合にあっては、1,249 万 5,000 円）		
			地域包括支援センター	1 施設当たり 160 万円（合築等を伴う場合にあっては、168 万円）		
			生活支援ハウス	1 施設当たり 4,750 万円（合築等を伴う場合にあっては、4,987 万 5,000 円）		
			緊急ショートステイ	1 整備床当たり 160 万円（合築等を伴う場合にあっては、168 万円）		

			ては、168 万円)
		施設内保育施設	1 施設当たり 1,600 万円 (合築等を伴う場合にあっては、1,680 万円)
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	1 整備床当たり 596 万円（合築等を伴う場合にあっては、625 万 8,000 円）
	(2) 空家を活用した整備	空家を活用して整備される次の施設 (1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設当たり 1,190 万円
	(3) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）	定員 1 人当たり 151 万円
		介護老人保健施設（定員 30 人以上のものに限る。）	
		介護医療院（定員 30 人以上のものに限る。）	
		養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）	
		軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）	
	(4) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	移転後の 1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり 596 万円
		介護老人保健施設（定員 30 人以上のものに限る。）	1 施設当たり 7,460 万円
		介護医療院（定員 30 人以上のものに限る。）	
		養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）	移転後の 1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり 319 万円
		ケアハウス（定員 30 人以上で特定施設入居者	移転後の 1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり 596

			生活介護の指定を受けるものに限る。)	万円		
			介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)			
(5) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業			特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	移転後の 1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり 596 万円		
			介護老人保健施設（定員 30 人以上のものに限る。)	1 施設当たり 7,460 万円		
			介護医療院（定員 30 人以上のものに限る。)			
			養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。)	移転後の 1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり 319 万円		
			ケアハウス（定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)	移転後の 1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり 596 万円		
			介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)			
			2 施設開設準備経費等支援事業	(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業	市町村（京都市以外の市町村については、設置者となる場合に限る。）及び民間事業者（対象施設の所在地が京都市内である場合を除く。)	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室
介護老人保健施設（定員 30 人以上のものに限る。)						
介護医療院（定員 30 人以上のものに限る。)						
ケアハウス（定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)						
養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。)						

	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	
	訪問看護ステーション（大規模化又はサテライト型事業所の設置に伴うものに限る。）	1 施設当たり 561 万円
市町村	特別養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	定員（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、宿泊サービスの利用定員）1 人当たり 112 万円
	介護老人保健施設（定員 29 人以下のものに限る。）	
	介護医療院（定員 29 人以下のものに限る。）	
	ケアハウス（定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	
	認知症高齢者グループホーム	
	小規模多機能型居宅介護事業所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 1,880 万円
	都市型軽費老人ホーム	定員 1 人当たり 56 万 1,000 円
	養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）	
	施設内保育施設	1 施設当たり 561 万円

(2) 介護施設等の修繕に際しては、介護技術の導入支援事業	特別養護老人ホーム及びこれに併設されるショートステイ用居室	定員（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊サービスの利用定員）1人当たり 56 万 1,000 円	大規模修繕の際に併せて行う国基金要領別記 2 の 2 の (30) のロに規定する介護テクノロジーの導入に必要な経費（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。）に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言している民間事業者が介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護テクノロジーの導入を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）		
	養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）		
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）		
	認知症高齢者グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 931 万円	
都市型軽費老人ホーム	定員 1 人当たり 28 万 1,000 円		
養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）			
施設内保育施設	1 施設当たり 281 万円		
(3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識の取組支援事業	介護予防拠点	1 箇所当たり 13 万 4,000 円	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費及び修繕料に限る。）、備品購入費（備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料に限る。）及び委託料に該当するもの（市町村が

					補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費	
3 定期借地権設定のための一時金の支援事業	(1) 本体施設	京都市（設置者となる場合を除く。）及び民間事業者（対象施設の所在地が京都市内である場合を除く。）	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものに限る。） 介護医療院（定員 30 人以上のものに限る。） ケアハウス（定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 30 人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じて得た額）の 2 分の 1	新たに対象施設を開設するに当たり、用地確保のため定期借地権を設定する場合（設定期間が 50 年未満の場合を除く。）に授受される一時金であって、借地代の前払の性格を有するもの（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が定期借地権設定のための一時金の支援事業を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）	2 分の 1
		市町村（設置者となる場合を除く。）	特別養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設（定員 29 人以下のものに限る。） 介護医療院（定員 29 人以下のものに限る。） ケアハウス（定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。） 認知症高齢者グループ			

			ホーム			
			小規模多機能型居宅介護事業所			
			看護小規模多機能型居宅介護事業所			
			都市型軽費老人ホーム			
			養護老人ホーム（定員 29 人以下のものに限る。）			
			施設内保育施設			
			介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員 29 人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）			
	(2) 合築・併設施設		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
			認知症対応型デイサービスセンター			
			介護予防拠点			
			地域包括支援センター			
			生活支援ハウス			
			緊急ショートステイ			
4	(1) 既存施設のユニット化改修	市町村	特別養護老人ホーム	次の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 個室からユニット化への改修 1 整備床当たり 160 万円 (2) 多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）からユニット化への改修 1 整備床当たり 319 万円	対象施設の改修等（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が既存施設のユニット化改修又はプライバシー保護のための改修を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）	10 分の 10
			介護老人保健施設			
			介護医療院			
既存の特別養護老人ホーム等のユニット	(2) プライバシー保		特別養護老人ホーム及びこれに併設されるショ	1 整備床当たり 97 万 6,000 円		

化 改 修 等 支 援 事 業	護のための改修	ートステイ用居室（多床室のものに限る。）			
	(3) 介護施設等における看取り環境整備	特別養護老人ホーム	1 施設当たり 467 万円	対象施設の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備に必要な経費であって、改修に係る工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに設備整備に係る需用費（修繕料に限る。）、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。）に該当するもの（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が介護施設等における看取り環境整備又は共生型サービス事業所の整備を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）	
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		養護老人ホーム			
		軽費老人ホーム			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）			
	(4) 共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所	1 施設当たり 139 万円		
		短期入所生活介護事業所			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			

備考 1 地域密着型サービス等整備等助成事業を実施しようとする場合において、1 施設当たりで基準額を定める対象施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護予防拠点及び地域包括支援センターを除く。）について、この告示による補助金を既に受けている施設が定員を増加するときは、基準額に定員増加率（定員増加数（増加後の定員数から増加前の定員数を減じた数をいう。以下同じ。）を増加前の定員数で除した割合（当該割合が 1 を超える場合には、1）をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の補助金の交付を受けることができる。

- 2 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所が定員を増加するときは、宿泊サービス又は通いサービスのいずれの事業の定員数も減少しない場合はいずれか定員増加率の高い事業（定員増加率が等しい場合にあっては、いずれかの事業）の増加前の定員数及び定員増加数を、いずれかの事業の定員数が減少する場合は増加する事業の増加前の定員数及び総定員増加数（宿泊サービス及び通いサービスの事業の増加後の定員数の合計から増加前の定員数の合計を減じた数をいう。）を用いて定員増加率を算出し、基準額に当該定員増加率を乗じて得た額の補助金の交付を受けることができる。

別表第2（第3条関係）

補助対象事業		補助 対象者	基準額	補助対象経費	補助率
1 民 有地 マッ チン グ事 業	(1) 土地所有者と介護施設等の人等のマッチング支援	市町村	1 市町村当たり 747 万円	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	10 分の 10
	(2) 整備候補地等の確保支援		1 市町村当たり 611 万円		
	(3) 地域連携コーディネーターの配置支援		1 箇所当たり 597 万円		
2 介護職員の宿舎施設整備事業		市町村	補助対象経費の実支出額を宿舎の定員（国基金要領別記1の2の(7)のイに規定する対象施設等に勤務する職員分として整備する定員に限る。）1人当たりの延べ床面積（単位は、平方メートルとする。）で除した額に 33 を乗じて得た額	宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費若しくは工事請負費又は工事事務費に該当するもの（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が介護職員の宿舎施設整備事業を実施するために要する経費に対して市町村が交付する補助金に要する経費）	3 分の 1